

## A T Mご利用限度額の変更のお知らせ

当行では、キャッシュカードの盗難・偽造等による被害を防止し、お客様のご預金を守ることを第一と考え、A T Mご利用限度額の変更を実施させていただきます。

当行のA T Mご利用時（お引出し・1日のご利用限度額）の1日あたりの磁気キャッシュカードおよびI Cキャッシュカードの磁気部分のご利用限度額を平成20年10月6日（月）より下記のとおり一律引下げいたします。

なお、現在ご利用限度額を個別に設定されているお客様は従来どおりのご利用限度額となります。但し、50万円から100万円の間に設定されているお客様は50万円となります。

お取引種類	変更後のご利用限度額	変更前のご利用限度額
お引出し	50万円	100万円
お振込	200万円	200万円
お振替	200万円	200万円
1日のご利用限度額	450万円	500万円

また、従来どおりのご利用限度額をご希望されるお客様は、窓口にお申し出いただくか、現在お取扱しています「指静脈認証I Cキャッシュカード」へのお切替をお勧めいたします。

ご不明な点は窓口にお申し出ください。

### 【参考】

・指静脈情報登録後の指静脈認証I Cキャッシュカードで指静脈認証I Cキャッシュカード対応A T Mをご利用いただいた場合のご利用限度額

お引出し 300万円

お振込 1,000万円

お振替 1,000万円

1日のご利用限度額 2,300万円

※ご利用限度額は、お申し出により変更が可能です。

<ご利用限度額変更のお手続きについて（磁気部分）>

#### 1. 変更できる限度額

・お引出しのご利用限度額は200万円、お振込・お振替・1日のご利用限度額は500万円が上限となります。

#### 2. ご来店いただく窓口

・口座を開設された営業店に限らず、当行の全ての営業店にて承ります。

#### 3. 受付期間

・平成20年10月6日（月）以降の営業時間内（9時～15時）となります。

#### 4. お手続きに必要な書類等

<個人のお客様>

①キャッシュカード・②お通帳・③お届けのご印鑑・④ご本人様を確認できる書類【注1】

<法人のお客様>

①キャッシュカード・②お通帳・③お届けのご印鑑・④法人の「名称、本店または主たる事務所の所在地」を確認できる書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等のいずれか1点）【注2】・⑤ご来店される方のご本人様を確認できる書類【注1】

【注1】個人のお客様のご本人を確認できる書類は、運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（顔写真入り）のいずれか1点で、有効期限内のものに限ります。

【注2】法人のお客様のご本人を確認できる書類は有効期限内のものに限ります。

<連絡先>

千葉興業銀行 総合事務部 企画担当 043-243-2111

受付時間 AM9:00～PM5:00（土・日・祝日は除きます）

以上